

## 平成29年度行政改革推進計画(詳細)

推進方針・具体的な推進方策	推進項目数
(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革）	【47】
① 市民サービスの向上	9
② 透明性と情報発信力の向上	4
③ 市民との協働の推進	16
④ 人材の育成と職員の能力向上	18
(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）	【50】
① 事務事業の見直し	2
② 健全で持続可能な財政運営	20
③ 時代に即応した組織・機構の構築	1
④ 定員の適正な管理	2
⑤ 公共施設等の総合的な管理	13
⑥ 民間活力の活用	12
合 計	97



(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ① 市民サービスの向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	オープンデータ化の推進	本市が保有する地理情報などの公共データを、市民や企業などが活用しやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下でオープンデータとして公開する。オープンデータを利活用した市民生活に便利なサービス（スマホ用アプリなど）が開発されることなどにより、地域経済の活性化や市民生活の利便性向上などを図る。	平成28年7月に市ホームページで公開開始したデータの拡充、及び周知広報に努める。 ・28年度末公開データ数：58 ・広報予定（市民のひろば、中小企業のひろば、データカタログサイト（政府が運用するオープンデータ専用ホームページ）へのリンク掲載）	【効果】 ・地元ICT企業等がオープンデータを利活用して、市民生活に便利なサービス（スマホ用アプリなど）を開発することなどにより、地域経済の活性化や市民生活の利便性向上などが期待される。  【課題】 ・認知度が低い状況であり、また公開したデータがどのように活用されたかについては、活用した利用者からの申し出がないと把握できないことから、実施後の効果測定が困難。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	情報システム課
2	支所機能充実プランの推進	地域住民に身近な支所について、行政サービスの向上や地域振興・地域支援の実施など、支所機能のさらなる充実を図るため、支所機能充実プランに基づく取組を推進するとともに、支所の現状や課題を把握し、関係課と連携し検討を行う。	・プランに基づく取組の推進 ・「支所への事務権限の委任について」など未達成項目についての検討 ・地域振興業務関係連絡会の開催	【効果】 ・地域振興嘱託員の活用による地域へのきめ細かな対応 ・地域住民への適切な情報発信 ・地域の拠点としての庁舎機能の充実 ・連絡会の開催による本庁との関係強化  【課題】 ・未達成項目について関係課との協議 ・本庁との関係強化など	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	地域振興課 9支所
3	住民異動シーズンの窓口開設時間の延長及び休日開設	引っ越しなど住民異動の多いシーズンにおいて、混雑緩和を図るため、利用者の多い窓口（住民異動、国民健康保険、国民年金など）の平日の開設時間の延長及び休日の開設を行う。	住民異動シーズンに窓口開設時間の延長及び土・日の窓口開設を行う。 （本庁・谷山支所） ・期間：年度末、年度当初をはさむ2週間程度の予定 平日：19時まで 土日：8時30分～17時15分 [開設する主な業務] ・住民異動、国民健康保険、国民年金、福祉関係の諸手続き、就学事務、税証明 など	【効果】 ・来庁者の利便性の向上 ・窓口の混雑緩和  【課題】 ・来庁者の時間延長時間帯への分散化 ・来庁者の待ち時間の短縮	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	◎市民課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ① 市民サービスの向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	マイナンバーカード交付の推進	行政サービスと市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードの周知広報を行うとともに、同カードの円滑な交付を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの交付体制               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請者の住民票の住所を所管する本庁・各支所において交付</li> <li>(2) 平日に来庁できない方のために、30年3月までの第2日曜日を開庁                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 本庁、谷山・伊敷・吉野支所 開庁時間 8:30～17:15 受付時間 8:30～16:30</li> <li>(b) その他の支所 開庁時間 8:30～12:00 受付時間 8:30～12:00</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>※ 29年度の交付状況をみて、月1回の第2日曜日開庁の継続実施等を改めて検討する。</li> <li>※ 状況に応じて、カード交付の際に来庁し本人確認をする「交付時来庁方式」と申請に来庁した際に本人確認を行う「申請時来庁方式」の併用を検討する。</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード取得者の行政機関窓口等での手続き簡素化による利便性の向上</li> <li>・コンビニ交付の利用者の増による、市民課関係窓口の混雑緩和</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの市民にマイナンバーカードを取得していただくための広報の充実</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	◎市民課
5	しごと情報ポータルサイトの構築	雇用機会の拡大を図るため、国や県、関係機関を含めた市内の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築する。  <b>【指標】</b> ポータルサイトへのアクセス数 <b>【現状値】</b> — <b>【目標値】</b> 12,000件/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（労働局、ハローワークなど）や県、関係機関が保有する仕事に関する情報へのアクセスを一元的に集約したポータルサイトを構築する。</li> <li>・求職者向けには、若年者や女性など対象者別の相談機関の案内や、イベント・セミナーなどの情報を掲載する。</li> <li>・事業所向けには、雇用関係助成金や合同企業説明会参加募集の案内などを行う。</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者及び事業者へのわかりやすい情報提供による雇用機会の拡大</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見やすいサイト構成やレイアウトの検討</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	雇用推進課
6	図書館サービスの向上	図書館へのオンラインデータベースの導入や主催講座開催時における託児サービスの実施などにより、多様化・高度化する市民の要望に応え、サービスの向上を図る。  <b>【指標】</b> オンラインデータベースの利用件数 <b>【現状値】</b> — <b>【目標値】</b> 300件/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインデータベースを導入し、新聞記事の検索・閲覧等が行える環境を整備する。</li> <li>・就業、子育て等のテーマごとにコーナーを設置し、課題解決の支援に役立つサービスを充実する。</li> <li>・主催講座開催時に託児サービスを行う。</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が利用しやすい図書館、市民に役立つ図書館としてのサービス向上</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	教育委員会図書館

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ① 市民サービスの向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
7	雑誌スポンサー制度の導入	雑誌スポンサー制度を導入し、民間事業者等に雑誌を購入してもらうことにより、図書館の雑誌を充実させ、利用者へのサービス向上を図る。  【指 標】 雑誌スポンサー制度を活用した雑誌数 【現状値】 — 【目標値】 40誌（33年度）	・ 6月 実施要綱及び募集要領の制定 ・ 7月～8月 スポンサーの募集 ・ 9月 広告掲載等審査会の開催 ・ 11月 雑誌の提供開始	【効果】 ・ 雑誌の充実による市民サービスの向上  【課題】 ・ 特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	教育委員会図書館
8	学校の余裕教室の活用	「鹿児島市立学校余裕教室活用計画指針」（平成26年3月改訂）に基づき、児童生徒の学習指導や福祉の充実等を図るため、余裕教室の活用を推進する。	・ 「鹿児島市立学校余裕教室活用計画指針」を踏まえた活用の推進 ・ 活用優先順位である地域防災拠点や児童クラブ等の優先活用 ・ 教室の改修等は行わず、現状による活用策の検討 ・ 余裕教室活用状況の把握と、活用促進のための広報活動を行う。	【効果】 ・ 児童生徒更衣室、少人数指導教室等、児童生徒の教育活動上の充実に資する施設への活用 ・ 防災機材等備蓄室、児童クラブ、放課後子ども教室等、防災管理や福祉施設への活用  【課題】 ・ 特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	教育委員会学校教育課
9	外来患者の待ち時間の短縮	地域の医療機関との連携を推進し、かかりつけ医からの紹介や診察予約制の充実及び自動精算機の利用率向上などの取組により、外来患者の待ち時間を短縮し、患者サービスの向上を図る。  【指 標】 初診患者の紹介率 【現状値】 67%（28年度） 【目標値】 74%（33年度）	・ 他医療機関からの紹介状があれば、初診でも予約が可能となり、これに伴い待ち時間の短縮が図られることから、初診患者の他医療機関からの紹介率の増を図る。 ・ また、合わせて自動精算機の利用率向上を図ることにより、会計が終了するまでの全体待ち時間を短縮する。	【効果】 ・ 待ち時間が短縮されることにより、効率的な検査、診察が可能 ・ 患者負担が軽減  【課題】 ・ 初診予約制の周知・広報	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市立病院医事情報課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ② 透明性と情報発信力の向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	SNSを活用した市政情報の発信	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用して市政情報を幅広くタイムリーに発信するため、本市公式Facebookページ・Twitter等により情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催イベント等の積極的な情報発信を行い集客効果を高める。</li> <li>・災害時の情報発信ツールとして活用し、避難情報や支援状況などを迅速に発信する。</li> <li>・「いいね」や「シェア」など情報の共有・拡散機能を活かし、関係部署や他都市と連携した情報発信を行う。</li> </ul>	<b>【効果】</b> ・広範な市民に対する迅速な情報の提供  <b>【課題】</b> ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	広報課
2	市民協働による広報紙の発行と市政広報に関する意見の聴取	広報紙「かごしま市民のひろば」に、市民等が取材・編集した記事を掲載するなど市民協働による広報紙発行を行うとともに、紙面づくり等に反映するため、広報紙上でのアンケートを通して広く市民の意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「かごしま市民のひろば」に、一般公募や連携協定に基づく大学等からの推薦による編集サポーターが取材・編集した記事を掲載する。幅広い年代の市民との協働により、親しみやすく分かりやすい紙面づくりを行い、読者を増やすための取り組みを行う。</li> <li>・広報紙上アンケートや意見送信フォームの設置、意見回収促進のための紙上クイズ企画の実施</li> </ul>	<b>【効果】</b> ・市政情報の発信における市民参画の推進 ・市政情報の充実に資する市民ニーズの把握  <b>【課題】</b> ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	広報課
3	市政広報の情報発信力の強化	市政広報全般について市民アンケートなどを行うことによりニーズを把握し、市政広報の一層の充実を図るとともに、専門家による職員向けのセミナーを開催し、広報力を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民アンケート調査（29年度）</li> <li>・市民約3,500人を対象に広報紙等に関するアンケート</li> <li>・専門家による調査結果の分析</li> <li>・充実策の検討</li> <li>②広報パワーアップセミナー（29～31年度）</li> <li>・専門家による職員向けのワークショップ形式の研修</li> </ul>	<b>【効果】</b> ・市民のニーズを踏まえた広報機能の充実と職員の広報力強化による市政情報の提供の推進  <b>【課題】</b> ・特になし	実施	⇒	⇒			広報課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ② 透明性と情報発信力の向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	情報公開の推進	情報公開条例に基づき、市民参加による公正で開かれた市政を推進する。また、個人情報保護条例に基づき、市の保有する個人の情報を本人の請求に応じて開示するとともに、個人の権利利益を保護する。	情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示を円滑に行うとともに、開示請求されるもののうち、開示請求手続きを執る必要のないものについては、市民の利便性の観点から、情報提供での対応を促す。	<b>【効果】</b> ・市民の市政に付する理解と信頼が一層深まる。  <b>【課題】</b> ・開示決定内容に対する不服申立てがある。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供 (質の改革) ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	大学との連携の推進	大学の持つ専門的な知見や、学生ならではの発想と行動力を市政の各種施策に生かすため、本市と協定を締結している市内6大学との連携を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協定を締結している市内6つの大学（鹿児島大学、鹿児島女子短期大学、鹿児島国際大学、鹿児島純心女子短期大学、鹿児島県立短期大学、志学館大学）と、それぞれの特色を生かした連携事業を進める。</li> <li>・「6大学+鹿児島市 連携推進会議」の設置</li> <li>・「6大学+鹿児島市 連携学生シンポジウム（仮称）」の開催</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の専門的知見や、学生ならではの発想と行動力を市政に生かすことができる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のニーズと大学のシーズとのマッチング</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	政策企画課
2	セーフコミュニティの推進	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成27年度に国際認証を取得したセーフコミュニティの全市的な展開を図るとともに、取組の評価・検証を行うなど、32年度の再認証に向けた取組を推進する。  【指 標】 セーフコミュニティ取組 地域・地区数（交通安全分野） 【現状値】 4地域・地区（28年度） 【目標値】 14地域・地区（32年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進組織の運営（推進体制） セーフコミュニティ推進協議会 外傷サーベイランス委員会 分野別対策委員会（交通安全など7分野）</li> <li>・取組の全市的な展開</li> <li>・セーフコミュニティ推進フォーラムの開催</li> <li>・年間レポートの提出</li> <li>・取組の評価・検証</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に応じた効果的な取組による安全性の向上</li> <li>・推進体制（推進協議会等）の整備による住民や関係機関、団体等の連携強化</li> <li>・地域組織の結束力の向上及び活性化</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区等の取組の全市的な展開</li> <li>・セーフコミュニティの考え方・手法の浸透</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	◎安心安全課
3	地域安心安全推進指導員による安心安全なまちづくりの推進	自主防災組織や地域安心安全ネットワーク会議の結成促進と活動支援のほか、地域からの交通安全に関する要望について、現地調査や関係機関との連絡調整等を行う地域安心安全推進指導員を配置し、市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。  【指 標】 自主防災組織のカバー率 【現状値】 88.1%（28年度） 【目標値】 90.0%（33年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成や活動を促進するため、町内会等を訪問し、指導・助言、連絡調整等を行う。</li> <li>・地域安心安全ネットワークの結成や活動を促進し、セーフコミュニティの活動の推進を図る。</li> <li>・交通安全に関する要望に係る現地調査や関係機関との連絡調整を行う。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成及び活動促進、地域の防災体制の強化</li> <li>・安心安全なまちづくりに向けた地域団体の組織化、住民による地域の安全向上の取組の充実</li> <li>・交通安全要望への適切な対応</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動が停止している自主防災組織の活性化、活動率のさらなる上昇</li> <li>・活動活性化に向けた支援</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	安心安全課 危機管理課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	事業所との協働による安心安全なまちづくりの推進	安心安全まちづくり条例に基づく事業者の役割という観点から、犯罪、事故、自然災害の未然防止や発生時における対応について、事業所の協力を得ることで、市と事業者が連携・協力して安心安全なまちづくりを推進するとともに、万が一のときの応援体制を確立し、犯罪や事故、自然災害への対応強化や迅速な対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全協力事業所について、ホームページや市民のひろばなどにより周知を図り、登録を呼びかける。 登録数 754事業所(29年3月末現在)</li> <li>・登録事業所に対し、防災、防犯・事故防止に対する情報を提供するとともに、本市と協力事業所間で情報を共有し、連携を強化するために研修会を開催する。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時の迅速な対応</li> <li>・地域の安全性の向上</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業や登録事業所の活動の周知</li> <li>・コミュニティ協議会や町内会等の地域団体との連携による活動の充実</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	安心安全課
5	市民との協働の推進	<p>社会経済情勢が大きく変化する中、地域課題を解決し、市民が愛着と誇りを持てる地域社会を実現するため、市民・事業者・行政の協働連携によるまちづくりを推進する。</p> <p>【指標】NPO法人との協働事業数 【現状値】40件(28年度) 【目標値】60件(33年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民とつくる協働のまち事業」の実施</li> <li>・「市民活動応援講座」の開催</li> <li>・「NPO連携促進事業」の実施</li> <li>・「市民協働推進連絡会」の開催</li> <li>・「市民協働職員研修会」の開催</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の活動への支援</li> <li>・市民活動団体の育成</li> <li>・団体間のネットワークづくり</li> <li>・市民活動に対する職員の意識向上</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助終了後の事業の継続</li> <li>・NPO等と庁内関係課のさらなる連携強化</li> <li>・周辺自治体との連携拡充</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市民協働課
6	コミュニティビジョンの推進	<p>本市のコミュニティ施策の基本指針であるコミュニティビジョンに掲げる4つの方策を推進し、地域の特性を生かした協働によるコミュニティづくりを進める。</p> <p>【指標】地域コミュニティ協議会の設立数 【現状値】58校区(28年度) 【目標値】79校区(30年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“結い”づくり(連携強化)</li> <li>地域コミュニティ協議会の設立・活動支援</li> </ul> <p>【協議会設立状況と予定】</p> <p>※29年3月末現在</p> <p>58校区設立/79校区</p> <p>24年度 3校区 27年度 26校区 28年度 29校区 29年度 13校区 30年度 7校区</p> <p>時期検討中 1校区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きっかけづくり(意識啓発)</li> <li>・人づくり(リーダー及び担い手の育成)</li> <li>・環境づくり(資金、場所、情報提供等)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ組織との協働によるまちづくりの推進</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期成立</li> <li>・住民へのさらなる周知</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	地域振興課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
7	町内会と大学との協働事業の推進	町内会役員と学生等によるワークショップの開催や町内会行事等への学生の派遣など、町内会活動を支援する取組を市内の大学と連携して実施する。  【指 標】町内会と具体的な連携を行う大学数 【現状値】4大学（28年度） 【目標値】6大学（33年度）	・大学生等と町内会役員によるワークショップの開催（3チーム程度、各4回実施） ・町内会行事等への学生の派遣（町内会からの派遣希望により随時）	【効果】 ・若い世代の町内会加入・地域活動への参加促進 ・地域コミュニティの活性化  【課題】 ・大学とのさらなる連携	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	地域振興課
8	地域に根ざした消費者啓発の推進	「地域消費者リーダー」による地域での啓発活動や簡易な出張講座を実施するとともに、同リーダーの新規募集とその養成のための研修会を実施し、増員を図る。  【指 標】消費生活に係る出張講座 【現状値】59回／年（28年度） 【目標値】70回／年（毎年度）	・消費生活に係る情報提供や出張講座などの実施 ・知識と講座実施スキル向上のための研修会の実施 ・新規募集とその養成のための研修会の実施	【効果】 ・市民との協働による消費者啓発の推進  【課題】 ・講座実施スキルの平準化と向上のための手法	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	消費生活センター
9	改新交流センターの活用に係る市民との協働・連携	改新交流センターに隣接する旧改新小学校教室棟の施設利用者が、同センターを利用して行う地域活性化につながる事業を支援する。 また、桜島地域の地域コミュニティ協議会等で設置予定の連絡会との連携を図る。	・隣接する旧改新小学校教室棟の施設利用者が実施する地域活性化につながる事業に対し、広報や住民への呼びかけなど、側面から支援を行う。 ・改新交流センターの活用促進として、旧改新小学校教室棟の施設利用者や桜島地域の地域コミュニティ協議会で設置予定の連絡会等に活用について働きかけを行う。	【効果】 ・イベント等の開催により人が集まり、地域との連携や地域活性化が図られる。 ・地域コミュニティ協議会等の活動の場として活用することにより、地域間交流が促進される。  【課題】 ・事業主体が民間事業者や地域コミュニティ協議会等であるため、市の関与の在り方について検討が必要	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	東桜島支所

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
10	再生可能エネルギーの産学官連携による調査・研究	再生可能エネルギー（木質バイオマス熱）の利用を促進するため、産学官が連携して調査・研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス熱の利用を促進するため、産学官が連携して調査・研究を行う。</li> <li>【研究会の開催予定】3回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量の削減</li> </ul> </li> <li>【課題】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス熱利用への理解促進</li> </ul> </li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	再生可能エネルギー推進課
11	「まち美化地域指導員」の認定支援	<p>市民総参加による美しいまちづくりの推進を図るため、自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う者を「まち美化地域指導員」として認定し、支援する。</p> <p>【指 標】まち美化地域指導員認定数 【現状値】2,657人（28年度） 【目標値】3,000人（33年度）</p>	<p>まちの美化に関する啓発や声かけを行う「まち美化地域指導員」の認定を行う。</p> <p>【講習会実施回数】5回 【新規認定者予定数】約170人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち美化の推進</li> </ul> </li> <li>【課題】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち美化地域指導員の継続的活動</li> </ul> </li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境衛生課
12	市民と協働の森林づくりの推進	<p>地球温暖化の防止をはじめ、公益的機能を高度に発揮する健全な森林を育成するため、企業やボランティア団体等が実施する森林整備の活動を支援する。</p> <p>【指 標】体験イベントの参加人数 【現状値】31人／年（28年度） 【目標値】60人／年（毎年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業やボランティア団体等へ情報提供を行うとともに、森林整備活動を希望する市民等を対象とした体験イベントを開催する。</li> <li>（数値目標）</li> <li>○ボランティア団体との協働 目標：1件</li> <li>○企業との協働 目標：2件</li> <li>○一般市民との協働(体験イベント) 目標：60人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業や緑化に関する意識の高揚</li> </ul> </li> <li>【課題】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等への森林整備活動に関する理解の促進</li> </ul> </li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	生産流通課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
13	都市型農業振興のための大学との連携	大学のもつ頭脳・情報・技術等をフルに活用し、本市農業の課題解決を進め、生産技術の一層の高度化を図るため、鹿児島大学との連携を強化し、野菜生産技術等の共同研究に取り組むなど、都市型農業の振興を推進する。	山ホウレンソウとホウレンソウについて、機能性成分が実際に効用があるかどうかの実証実験など	<b>【効果】</b> ・山ホウレンソウの販路拡大  <b>【課題】</b> ・大学の専門性を実際の販売や栽培にかにうまくつなげていくことができるのか、関係者との連携を密にする必要がある。	実施	⇒	⇒			都市農業センター
14	桜島・錦江湾ジオパーク推進における各種団体との協働・連携	桜島・錦江湾ジオパークの世界認定に向け、またジオパーク活動の推進を図るため、観光・経済団体や地域・まちづくり団体など様々な団体と協働・連携しながら推進を図る。	・観光・経済団体や地域・まちづくり団体等を含む桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会において世界ジオパーク認定に向けた取組を進める。 ワーキンググループで市民等と協働・連携し、イベント等のジオパーク活動を企画・実施する。 ・ジオツアーやイベント等のジオに関する活動について積極的な情報発信を行う。	<b>【効果】</b> ・市民等と協働・連携し、桜島の活用策など、ジオの魅力・特性を生かした取組について、一体的な展開を図り、地域振興につなげる。  <b>【課題】</b> ・ジオパークの認知度の向上 ・ジオパークに関わる人材の育成	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ジオパーク推進室
15	歩道緑地帯の自主的な管理の普及啓発	住みよい快適環境づくりを図るため、「自分たちの緑は自分たちの手で」をモットーに、管理団体（町内会、老人会、あいご会など）による歩道緑地帯の自主的な管理の普及啓発を行う。	・歩道緑地管理団体による清掃等の作業を継続して実施する。 ・管理団体に対し、作業報告書提出時に現状や課題を把握するための聞き取り調査を実施する。 ・管理団体による作業が実施されていない区間について、近隣の町内会等を実施していただくためのチラシを配布する。	<b>【効果】</b> ・歩道緑地帯の自主的な管理による環境美化の向上  <b>【課題】</b> ・高齢化等による管理団体数の減少	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	公園緑化課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ③ 市民との協働の推進

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
16	少年消防クラブの育成	少年消防クラブの育成を図るため、消防職員及び消防団員が指導者となり、市内の児童クラブを活用して地域密着型の防火防災に関する育成指導を行う。  【指 標】少年消防クラブ数 【現状値】 4クラブ（28年度） 【目標値】 54クラブ（33年度）	【指導内容】 ・ 消防の仕事に関すること ・ 大雨及び地震災害時の避難や備えに関すること ・ 防火に関すること ・ 応急手当に関すること ・ ロープワークに関すること ・ 地域実情に応じた防火・防災指導に関すること など  【育成指導計画】 平成29年度 13クラブ	【効果】 ・ 児童クラブに対し、防火防災の指導を行うことで、災害に強い街づくりができる。 ・ 小学生の時期から防火・防災及び「自助」と「共助」の意識が高まり、災害による被害の軽減が期待できる。  【課題】 ・ 特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	消防局予防課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ④ 人材の育成と職員的能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	公務員倫理意識の高揚（コンプライアンスの推進）	コンプライアンス推進の基本となる指針を作成し、これに基づく公務員倫理研修の実施や公益通報制度等の周知、円滑な運用等の取り組みを進めることで、市民から信頼され、またその信頼に応える組織風土の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島市職員コンプライアンス推進指針（仮）の策定【新規】</li> <li>公務員倫理研修の計画的な実施（「社会規範意識の徹底」、「公務員としての自覚」、「セクハラ・パワハラ」、「公務員倫理の法的根拠」、「懲戒処分について」など。）</li> <li>公益通報制度、不祥事対応マニュアル等既存制度の周知及び円滑な運用</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員としての使命感と職責の再認識</li> <li>服務規律の確保</li> <li>公正な職務執行</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指針に盛り込むべき項目の検討</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課 市立病院総務課 交通局総務課 水道局総務課 船舶局総務課
2	民間人の登用・任期付採用制度	行政ニーズや課題が多様化・高度化している中で、既存の手法やセンスとは異なる視点からの問題解決が求められている。このようなことから、様々な分野で発生する課題に新たな視点で対処するため、民間の発想や専門的知識等を発揮できる人材を採用する。また、高度の専門的知識等を有する者の活用や終期が見込まれる業務への対応のため、任期付採用制度を活用する。	必要に応じて、民間企業等職務経験者を対象とした選考試験を実施する。任期の定めのない職員または任期付職員として採用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>任期の定めのない職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒観光関連企業等職務経験者 H18. 8. 11採用</li> <li>⇒システム開発関連企業等職務経験者 H30. 4. 1採用予定</li> </ul> </li> <li>任期付職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒弁護士有資格者 H26. 4. 1採用</li> <li>⇒国民体育大会従事者 H30以降採用予定</li> </ul> </li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政ニーズや課題が多様化・高度化している中で、民間企業等職務経験者の高度の専門性を活用し、様々な分野で発生する課題に対処できる。</li> <li>任期付採用制度を活用することで、高度の専門的知識等を有する者の活用や終期が見込まれる業務に対処できる。</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等職務経験者が必要とされる行政ニーズや課題の把握</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
3	職員の社会貢献活動の支援	地域社会の一員として、職員による地域活動やボランティア活動を促進するため、市民局、健康福祉局と連携して、職員の社会貢献活動の支援体制を充実させる。	職員研修の中で、地域活動等の活動事例の報告などを行い、ボランティア活動への参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新任主査研修：研修科目「地域コミュニティ協議会」</li> <li>採用3年目研修：研修科目「町内会活動について」「地域福祉計画」「高齢者の見守りについて」</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の地域活動等への参加意識の高揚</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修内容、時間の充実</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ④ 人材の育成と職員の能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	人事評価制度の実施	職員の資質・能力の向上並びに意欲を高めるため、人事評価制度を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年度から全職員に対して本格実施している。</li> <li>※交通局の技能労務職員（一部）は試行実施</li> <li>・制度の客観性・信頼性を高めるため、フォロー研修等（評価者研修や目標設定訓練）を実施する。</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質や能力の向上</li> <li>・組織の活性化</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価のバラツキ解消</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課 市立病院総務課 交通局総務課 水道局総務課 船舶局総務課
5	民間企業での職員研修及び職員派遣	新規採用職員及び中堅職員を対象に民間企業での職員研修及び職員派遣を実施し、民間の感覚や接遇マナー等を身につけた職員の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象に、民間企業への派遣研修を実施する。（山形屋、サンロイヤルホテル）</li> <li>・高度で専門的な知識や技術、広い視野を持った職員の育成を目的として、派遣研修を実施する。（日本政策投資銀行、日本政府観光局、地域活性化センター）</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通じ、民間企業のコスト意識や接遇・サービス意識などの直接的な学習ができる</li> <li>・長期間（1～2年）の実務を通じ、民間の発想や経営感覚を学ぶことで、様々な課題に新たな視点で対処できる人材の育成が期待できる。</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修成果の業務への活用</li> <li>・民間企業との派遣マッチング（派遣）</li> <li>・派遣職員の公募（派遣）</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
6	職員の能力向上を図る研修の実施	職員の政策形成能力やコミュニケーション能力に加え、市民との協働によるまちづくりを進めるために必要な対外折衝能力やコーディネート能力等の向上を図るとともに、常に経営感覚を持ち、創意工夫しながら、市民目線で業務を遂行できる職員を育成する。	政策形成能力の向上をはじめ、職員個々の能力を向上させる研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本研修、専門研修、派遣研修、職場研修</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の政策形成能力などの向上</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢等を踏まえた研修内容の検討</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供 (質の改革) ④ 人材の育成と職員の能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
7	中堅職員マインドアップ研修の実施	一般職員の仕事に対する意識の醸成(マインドアップ)のため、中堅職員に対し、研修会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師を招聘し、自身の仕事に対する姿勢、取り組み、流儀などをテーマに講演いただき、職員の仕事に対する意識改革を図る。</li> <li>対象者…市長事務部局採用の一般職員(30歳～33歳)</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師の仕事に対する姿勢、取り組み、流儀などを聞いてもらうことで、モチベーションの向上や、仕事に対する意識改革が図られる。</li> <li>4年間連続して、受講することで、さまざまな講師の多様な考え方や認識などを受け取ることで、柔軟な考え方や多様な視点を、中堅のうちに持つことができる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な講師の選任</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
8	職員ストレスチェック等の実施	職員自身のストレスへの気付きを促し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、ストレスチェックの結果に基づく集団ごとの集計・分析を行うことにより、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進める。	<p>職員(市長事務部局、消防局、市立の小中高校の職員を除く教育委員会及び行政委員会の再任用を含む職員)等を対象としたストレスチェックを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェック(検査)、医師による面接指導、資格者によるカウンセリング、集団分析</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気付きを促すことでメンタルヘルス不調を未然に防止する。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスチェック受検率や面接指導等実施率の向上</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	人事課
9	業務改善運動の実施	各職場における業務の執行等について、主体的かつ創意工夫による業務改善の取組を通じて、市民本位の質の高い行政サービスの効率的な提供を推進するとともに、職員のさらなる改善意識の向上を目指して、全庁的な業務改善運動を実施する。	<p>業務改善運動を「業務改善どんどん運動」として、業務改善リーダー(係長)を対象とした研修会の開催や課題テーマを「全庁や複数の部署に共通する業務の改善について」とした職員提案とも連携し、さらなる推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月 業務改善研修会開催(18日) <ul style="list-style-type: none"> <li>※外部講師による業務改善手法等の紹介</li> <li>※2回実施(午前・午後)</li> </ul> </li> <li>10月 表彰式</li> <li>1月 取組結果報告</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い行政サービスの効率的な提供と職員の改善意識向上に寄与した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の改善意欲の向上</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	行政管理課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ④ 人材の育成と職員の能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
10	職員提案制度の実施	職員一人ひとりが高い意識をもって、業務改善や業務執行に取り組むよう、職員提案制度を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間 【市長事務部局】6月1日～7月31日 【交通局】7月3日～7月31日 【水道局】6月5日～7月31日 【船舶局】6月1日～7月31日</li> <li>・募集テーマ 【市長事務部局】 ①全庁や複数の部署に共通する業務の改善について ②効果的なごみ減量施策について 【交通局】 課題テーマを設けて実施 【水道局】 新しい事業や事務事業の改善などの事業運営に資する提案など 【船舶局】 経費節減策や増収対策などの経営改善策など</li> </ul> <p>※各局において表彰式を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 ・職員の自由な発想力や着眼点の育成</li> <li>【課題】 ・提案しやすい制度の検討</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	行政管理課 交通局総合企画課 水道局経営管理課 船舶局総務課
11	職員のボランティア清掃活動	まち美化の推進を図るため、市役所周辺で実施する職員のボランティア清掃活動を支援する。	(清掃活動日) 第1水曜日：環境局 第2水曜日：総務局（行委含む）、市民局、市議会事務局 第3水曜日：産業局、観光交流局、建設局 第4水曜日：企画財政局、健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 ・職員のまち美化意識の向上 ・市役所周辺の美化</li> <li>【課題】 ・特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境政策課
12	わがまち市役所ボランティア隊の活動	温かい心で地域社会を支えあい、より住みよいまちづくりを進めるため、職員による地域活動、ボランティア活動に取り組み、市と市民のパートナーシップによる地域福祉を推進する。 また、より多くの職員に参加してもらうために、ボランティア隊員の加入促進を図る。  【指標】ボランティア隊員数 【現状値】261人（28年度） 【目標値】300人（33年度）	1 わがまち市役所ボランティア隊の活動 ・「ボランティアでまちを美しく」清掃 ・「薩摩義士頌徳慰霊祭」運営補助 ・「海、港の清掃」マリンピア喜入清掃 ・「クリーンシティかごしま」清掃 ・「錦江湾サマーナイト大花火大会」清掃 ・「ランニング桜島大会」運営補助 2 隊員数：243人（H29.4.1現在） 3 取り組み 隊員確保と参加促進のため、活動の都度、職員向けに参加案内と隊員募集、実施報告を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【効果】 ・市民の目に見える形で、市職員が率先して様々なボランティア活動に取り組むことにより、市（職員）と市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進が期待できる。</li> <li>【課題】 ・隊員の新規確保 ・登録隊員のボランティア活動への参加促進</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	地域福祉課

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供 (質の改革) ④ 人材の育成と職員の能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
13	職員の地域イベント等への参加促進	商店街や事業協働組合等が市民を対象として実施するイベント等について、庁内電子掲示板等で情報提供を行い、職員の参加促進を図る。	商店街や事業協働組合等が市民を対象として実施するイベント等について、全庁的に職員へ庁内電子掲示板等で情報提供を行う。 H29.5 掲示板掲出(2件) ・まちゼミ開催 ・中央駅がらばる商店街フェスタ開催 ※今後もイベント等開催期日前に情報提供すべきものがあれば適宜掲示板に掲出する。	【効果】 ・職員が市民を対象としたイベント等に参加する機会の増大 ・市民ニーズや地方公務員としての役割などを再認識する機会の創出 ・経験や知識を業務に活かすことへの期待  【課題】 ・参加する職員数を増やすための効果的な情報提供	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	産業支援課
14	職員研修の充実	医療安全、感染対策等医療に関する院内全体研修会や職種ごとの各科研修など職員研修の充実を図る。	医療安全、感染対策等医療に関する院内全体研修や接遇研修、職種ごとの各科研修などを実施する。 1 医療安全に関する職員全体研修(2回) 2 感染対策に関する職員全体研修(2回) 3 接遇研修(全体1回、新採1回) 4 各科教育研修 看護部・放射線技術科等 5 防災訓練・消防訓練	【効果】 ・安心安全な質の高い医療の提供  【課題】 ・業務に影響を与えない工夫	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市立病院総務課
15	認定看護師資格取得への支援	看護職員の質を高め、患者サービスを向上させるため、認定看護師の資格取得を支援する。  【指標】認定看護師の資格取得者数 【現状値】20人(28年度) 【目標値】30人(33年度)	認定看護師の資格取得を目指す看護職員に対する支援を行い、資格取得者を増やす。  29年度資格取得:2名 29年度末時点資格取得者数:22名	【効果】 ・患者サービスの質の向上 ・チーム医療のコーディネーターとして組織全体の発展に寄与 ・看護職員の実践モデル ・病院内外の講師として地域看護の質向上に寄与  【課題】 ・資格取得のための長期間の職員不在への対応	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市立病院看護部

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革） ④ 人材の育成と職員の能力向上

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
16	上下水道技術の継承	災害時における緊急工事に必要な、配水管連結作業等の実技研修をはじめ、水道局職員として継承すべき知識や技術に係る研修の充実を図る。	①災害発生を想定した配水管連結作業等の実技研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧訓練</li> <li>・ 配管技術実技研修</li> </ul> ②水道局職員として継承すべき知識や技術に係る研修 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)事務系項目の研修 (公営企業会計等、3項目)</li> <li>(2)技術系項目の研修 (水道の水質管理等、7項目)</li> <li>(3)新規採用・転任職員研修 (公営企業制度、上下水道事業の概要)</li> <li>(4)OB職員アドバイザーの活用</li> </ol>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な技術・知識を多くの職員に習得させることで、災害時における応急復旧等に対応できる体制の確保を図る。</li> <li>・ 在職5年以内の職員を対象に、水道局の事業全般に対する研修を受講させ、事業全般に係る見識を深めさせるとともに将来の人材育成を図る。</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継承すべき知識・技術の洗い出し</li> <li>・ 再任用者等による経験により得た知識の伝承</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	水道局総務課
17	職員研修の充実	市電・市バスの運転士に対する安全運行に関する研修や職員の意識改革に関する研修など、職員研修の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸、整備など各部門間の連携協力や技術の取得・継承のための研修</li> <li>・ 市電・市バスの乗務員や整備職員に対する事故防止や接客等に関する研修</li> <li>・ 外部講師による、乗務員を対象とした接客マナー研修及び全職員を対象とした意識改革研修</li> <li>・ 局採用の主査職員を対象とした研修</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術や知識の習得・継承など、職員の資質向上による安全運行の推進</li> <li>・ 接客マナーの向上による接客サービスの向上</li> <li>・ 監督すべき立場の職員の意識改革</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修実施後のアンケートに基づく研修内容の検証</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	交通局総務課
18	職員研修の充実	全職員を対象とした接客研修や総合訓練、船員を対象とした安全教育研修や船員法に基づく操練のほか、安全管理システム（SMS）の導入に伴う安全運航や海洋環境の保護、緊急事態への対応など、研修（教育・訓練）の充実を図る。	外部講師による接客研修や安全運航研修のほか、事故処理に関する訓練、防火・防水・救命等の操練などを実施する。	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の接客、安全意識、緊急事態への対応能力及び顧客信頼度の向上</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	船舶局総務課 船舶運航課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ① 事務事業の見直し

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	行政評価の実施	総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、行政評価を実施する。	<p>総計後期基本計画に掲げる単位施策ごとに、事務事業体系表に記載された事務事業から重要性・優先性の高い事業等（81事業）を対象に事務事業評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月 評価シート作成依頼</li> <li>・ 6月 外部評価対象事業選定（10事業）</li> <li>・ 7～8月 内部・外部評価の実施</li> <li>・ 9月 外部評価報告書の作成</li> <li>・ 10月 報告書の公表</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の推進</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒			行政管理課
2	事務事業の見直しの推進	社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化に応じて、効率性や効果という観点から事務事業の見直しを推進する。	社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化に応じて、効率性や効果という観点から事務事業を見直す。	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28年度実績 4億3,935万円の縮減</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の効果は出ているが、引き続き、事務事業の見直しを推進する必要がある。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	ふるさと納税の推進	歳入の確保や地場産業の振興を図るため、インターネットを活用した寄附の申込やクレジット決済を引き続き実施するとともに、寄附のお礼品として地元特産品を送付することにより、ふるさと納税を推進する。	インターネットを活用した寄附の申込や、クレジット決済を引き続き実施するとともに、寄附のお礼品として地元特産品を送付することにより、ふるさと納税を推進する。	<b>【効果】</b> ・歳入の確保 寄附額（市直接分） 306,652千円 （28年度決算見込）  <b>【課題】</b> ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市民税課
2	個人住民税徴収の強化	個人住民税について、地方税法第48条に基づく県への徴取引継ぎや、県税徴収対策官と本市職員の相互併任方式による滞納整理の取組を実施し、徴収確保や本市職員の徴収技術の向上を図る。  <b>【指 標】</b> 個人住民税の収納率 （地方税法第48条に基づく引継分） <b>【現状値】</b> — <b>【目標値】</b> 50.00%（30年度決算）	市職員と県税徴収対策官（重点市担当6人）を相互併任し、主に個人住民税の滞納整理の取組を実施する。勤務場所については、本庁舎に県の駐在機関を設置して業務にあたる。	<b>【効果】</b> ・個人住民税収納率の向上  <b>【課題】</b> ・平成30年度以後の実施期間・実施地区の選定 （平成29年度中に県と協議予定）	実施	⇒				納税課
3	市税収納率の向上対策	市税の現年度課税分及び滞納繰越分について、徴収強化策を積極的に推進し、滞納件数・金額の縮減と収納率の向上を図る。  <b>【指 標】</b> 市税の収納率 （現年度分・滞納繰越分） <b>【現状値】</b> 94.89%（27年度決算） <b>【目標値】</b> 96.00%（32年度決算）	事務の効率化を図るとともに、納税お知らせセンターや納税嘱託員・滞納整理嘱託員の活用、滞納整理のスキルアップ研修の充実など、市税の徴収強化策を実施する。	<b>【効果】</b> ・市税収納率の向上  <b>【課題】</b> ・新規滞納者への早期対応	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	納税課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	市税及び市債権の徴収対策の強化	負担の公平性や財源の確保を図り、健全財政を維持するため、市の未収債権について、市税徴収のノウハウを活用した滞納整理を強化し、その縮減及び収納率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制徴収債権の徴収対策として、差押・搜索・換価の実施、多重債務者の過払金からの回収や不良債権の適正な整理を行う。</li> <li>・非強制徴収債権の徴収対策として、支払督促の申立てなどの法的手続きを行う。</li> <li>・全庁連携及び共通の徴収対策として、債権回収対策本部の運営、高額及び徴収困難案件の移管、滞納整理指導員の配置、納税お知らせセンターの運営、全庁的な徴収事務研修会の開催を行う。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未収債権の縮減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※不動産公売による滞納解消 約6,593万円 (28年度決算見込み)</li> <li>※多重債務者の過払金返還請求による滞納解消 約301万円 (28年度決算見込み)</li> </ul> </li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権回収事務を行う職員のスキルアップの必要性。</li> <li>・公租・公課以外の未収債権については、財産調査の方法等の検討。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	特別滞納整理課
5	健全財政の維持	<p>本市の財政の健全性を維持するため、次のことに取り組むこととする。</p> <p>(1)事務事業の見直し、実施方法等の効率化による経費の節減・合理化</p> <p>(2)地方債の活用については、後年度交付税措置の状況を踏まえた上で、新規発行を元金償還金の範囲内に抑制</p> <p>(3)補助金見直し指針に基づき、事業の公益性、行政責任の度合いなど行政効果等を厳しく精査し、廃止、統合、終期の設定や補助条件の明確化による整理合理化</p> <p>【指標】</p> <p>①実質赤字比率 (健全化判断比率)</p> <p>②連結実質赤字比率 ( " )</p> <p>③実質公債費比率 ( " )</p> <p>④将来負担比率 ( " )</p> <p>【現状値】</p> <p>①実質赤字比率 黒字(27年度決算)</p> <p>②連結実質赤字比率 黒字( " )</p> <p>③実質公債費比率 3.9%( " )</p> <p>④将来負担比率 24.4%( " )</p> <p>【目標値】</p> <p>27年度決算の水準を維持(毎年度)</p>	<p>(1)事務事業の見直し、実施方法等の効率化による経費の節減・合理化</p> <p>(2)地方債の活用については、後年度交付税措置の状況を踏まえた上で、新規発行を元金償還金の範囲内に抑制</p> <p>(3)補助金見直し指針に基づき、事業の公益性、行政責任の度合いなど行政効果等を厳しく精査し、廃止、統合、終期の設定や補助条件の明確化による整理合理化</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・27年度実績</li> <li>・経常経費 約5億2,941万円の縮減</li> <li>・補助金 9事業の廃止等 約3,736万円の縮減</li> <li>・地方債 約56億6,046万円の抑制 (起債額と元金償還見込額の比較)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の効果は出ているが、引き続き、財政の健全化に努める必要がある。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
6	統一的な基準による地方公会計の整備促進	平成27年1月に国が示した通知（統一的な基準による地方公会計の整備促進等について）に基づき、固定資産台帳の整備、発生主義・複式簿記の導入を行い、財務書類等を作成し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算財務書類等を作成（28年度決算から実施）</li> <li>年度内の資産変動の管理</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務情報を住民や議会等に対しわかりやすく開示することによる説明責任の履行の充実</li> <li>資産管理や予算編成、行政評価等への活用による財政の効率化・適正化</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の複式簿記に対する知識の不足</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課 管財課
7	使用料・手数料の見直し	消費税率の引き上げや物価上昇による施設管理運営経費変動等に対応するため、使用料・手数料の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率の引き上げや物価上昇に合わせて、使用料・手数料の見直しを行う。また、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改正する。</li> <li>魚類市場新関連店舗棟使用料の見直し</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の適正化及び受益者負担の公平化</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	◎財政課
8	ネーミングライツの導入可能性調査	公共施設に呼称を付与する権利（ネーミングライツ）を売却することで、本市の歳入確保に資するとともに、企業等に地域貢献やPRの場を提供する制度の導入について可能性調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度から29年度にかけて他都市の状況等について調査し、29年度中に本市でのネーミングライツ導入に向けて課題等を整理し導入の可能性を検討する。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歳入の確保</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設へのネーミングライツの導入について住民や利用者の理解を得られるか。</li> <li>応募企業があるか。</li> </ul>	実施					管財課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
9	庁舎内広告掲載の導入可能性調査	本庁舎において、庁舎内広告を掲載させることで、本市の歳入確保に資するとともに、企業等にPRの場を提供する制度の導入について可能性調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各館の配置内容や既存の行政広報、来庁者の動線を考慮し、広告掲載可能なスペースの有無を調査する。</li> <li>他都市の例を参考に、実施手続、広告料体系を調査・研究する。</li> <li>調査結果等を基に、平成29年度中に導入の可能性を検討する。</li> </ul>	<b>【効果】</b> ・歳入の確保  <b>【課題】</b> ・庁舎内の景観を確保する必要がある。 ・本庁舎における可能性調査のため、支所や他施設に適用できるかは不明	実施					管財課
10	鹿児島市国民健康保険事業財政健全化計画の推進	本市国保事業の安定的な運営を図るため、収納率向上対策及び税率改定の検討を含めた「鹿児島市国民健康保険事業財政健全化計画」を策定し、同計画に基づく取組を推進する。  <b>【指標】</b> ①単年度収支 ②累積赤字 <b>【現状値】</b> ①単年度収支 △1,050,270千円(27年度決算) ②累積赤字 △5,171,637千円( ) <b>【目標値】</b> ①単年度収支 黒字化 ②累積赤字 累積赤字の減	本市、国保は構造的な問題を抱え、厳しい財政状況が続いており、単年度収支の改善及び累積赤字の解消が大きな課題となっている。この課題に対応するため、平成30年度の国保の都道府県単位化も視野に入れながら、医療費適正化対策、収納率向上対策及び税率改定の検討を含めた財政健全化計画を策定する。  <b>【策定期間】</b> ○28～29年度(2年間) ○策定スケジュール ・28年度 現状分析・課題の整理、計画素案の検討・作成 など ・29年度 パブリックコメント、国保運営協議会への諮問、答申、策定  <b>【内容】</b> ○計画期間 30～37年度(8ヶ年計画) ○計画に掲載する事項(案) ・策定の趣旨 ・国保を取り巻く環境 ・国保の現状と課題 ・健全化に向けた取組 など	<b>【効果】</b> ・健全で安定した運営の確保 ・被保険者の健康増進 (被保険者の意識高揚)  <b>【課題】</b> ・本市国保の構造的な問題 ①年齢構成が高く、医療費水準が高い ②所得水準が低い ③保険税負担が重い ④保険税収納率が低い ・30年度の国保の都道府県単位化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	国民健康保険課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
11	国民健康保険税 収納率の向上対策	国民健康保険税の現年度課税分及び滞納繰越分について、納税嘱託員の活用や特別滞納整理課との連携など、徴収強化策を積極的に推進し、滞納金額の縮減と収納率の向上を図る。  【指 標】国民健康保険税の収納率(現年度分) 【現状値】88.73%(27年度決算) 【目標値】89.00%(33年度決算) 〔91.00%(37年度決算)〕	・滞納処分の実施や延滞金の徴収により、未納分の徴収や早期納付を促す。 ・催告状の送付や納税嘱託員による訪問、納税お知らせセンターによる電話催告により、滞納者との接触を図ることで納付勧奨や納税相談を行う。	【効果】 ・国民健康保険税収納率の向上  【課題】 ・所得金額が100万円未満の世帯が6割以上を占めており、納付困難世帯が多い。 ・滞納処分のために預貯金等の財産調査を実施しても差押え可能な財産が無いケースがある。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	国民健康保険課
12	LED化の推進	CO <sub>2</sub> 排出量とトータルコストの削減を図るため、市の庁舎照明や市が直接管理している道路照明灯などのLED化を推進する。	・市が直接管理している照明灯等のLED化を図るモデルケースの調査・検討 ・リース方式による谷山支所の庁舎照明のLED化	【効果】 ・温室効果ガス排出量の抑制 ・維持管理経費の削減  【課題】 ・計画的導入を進めるための指針等の策定	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境政策課
13	鹿児島市衛生公社のあり方指針の策定	鹿児島市衛生公社の主たる業務である、し尿の収集・運搬の現状と課題、将来的な業務量の見込み等を検証し、執行体制等を含めた、今後のあり方指針を策定する。	・関係機関や関係部署との協議 ・他都市調査	【効果】 ・公社の安定運営に向けた業務の確保  【課題】 ・新規事業の可能性と執行体制及びそれに伴う公社の名称や定款の変更	準備・検討	実施				資源政策課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
14	家庭ごみの減量化・資源化の推進	<p>住民説明会や広報媒体を活用した周知により市民意識の向上を図るとともに、もやせないごみの資源化など、新たな施策に取り組むことで、家庭ごみの減量化・資源化を推進する。</p> <p>【指 標】 1人1日あたりの家庭ごみの量                      【現状値】 570g (27年度)                      【目標値】 470g                      (目標値達成年度は30年9月に決定)</p>	<p>(市民意識の向上策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会・広報紙等による意識啓発</li> <li>・ごみ分別アプリの配信</li> </ul> <p>(新たな施策の実施・検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームフードリサイクルグリーン事業の実施</li> <li>・もやせないごみ資源化事業の実施</li> <li>・草木類の資源化についての研究</li> </ul> <p>平成30年9月までの取り組み効果について検証し、目標年度の設定等を行った上で、引き続き減量化・資源化の推進に取り組む。</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制</li> <li>・分別意識の向上</li> <li>・横井埋立処分場の延命化等</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人一人のごみ減量に対する意識啓発</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	資源政策課
15	介護保険料収納率の向上対策	<p>介護保険料の現年度賦課分及び滞納繰越分について、徴収強化策を積極的に推進し、滞納件数、収入未済額の縮減と収納率の向上を図る。</p> <p>【指 標】 介護保険料の収納率                      (現年度分・滞納繰越分)                      【現状値】 98.00% (27年度決算)                      【目標値】 98.20% (32年度決算)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状・催告状の送付</li> <li>・介護保険指導員による納付指導、相談、徴収など</li> <li>・納税お知らせセンターによる新規資格取得者で未納が発生した者に対する電話催告</li> <li>・特別滞納整理課と連携した滞納処分</li> <li>・介護保険課職員による個別訪問</li> <li>・納付確約者で未納の被保険者に対する差押予告通知書の送付</li> <li>・納税お知らせセンターによる電話催告で連絡できなかった者に対する個別文書催告</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に滞納者に折衝することにより、未納額の増加を抑制できる。</li> <li>・負担能力がありながら、制度に理解がなく納めない滞納者に対して、滞納処分を行なうことで、未納額の回収が図られる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書等を送付しても反応がない方、囑託員が訪問しても不在により折衝できない方等については、介護保険の制度説明や納付指導に至らない場合がある。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	介護保険課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
16	市営住宅使用料 収納対策の強化	<p>市営住宅使用料の現年度分及び滞納繰越分について、「滞納整理事務処理要領」に基づき、催告書の送付や連帯保証人への通知、悪質滞納者に対する提訴を行う。</p> <p>また、さらなる滞納件数・滞納額の削減と収納率の向上を図るため、特別滞納整理班やお知らせセンター、収納嘱託員による徴収対策を行い、年度ごとにその実績と課題を検証し、より効果的な取組を推進する。</p> <p>【指 標】市営住宅使用料の収納率 (現年度分・滞納繰越分) 【現状値】93.44% (27年度決算) 【目標値】94.00% (32年度決算)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者への文書催告</li> <li>・連帯保証人への通知、請求</li> <li>・悪質滞納者に対する提訴</li> <li>・明渡しの強制執行</li> <li>・お知らせセンターによる電話催告</li> <li>・滞納整理班等による夜間臨戸徴収</li> <li>・収納嘱託員による納付指導、徴収</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅使用料収納率の向上</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退去滞納者に対する効果的な徴収対策の実施</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	住宅課
17	鹿児島市病院事業 経営計画の推進	<p>平成28年度に見直しを行った「鹿児島市病院事業経営計画(計画期間:平成25年度~34年度)」に基づき、医療提供体制を強固な基盤として整備するとともに、健全な経営のもと、高度急性期・急性期医療に必要な投資を行い、安心安全な質の高い医療を提供する。</p>	<p>平成28年度に見直しを行った鹿児島市病院事業経営計画に基づき、今後もさらに高度な医療を安全に提供していくため、医療提供体制を強固な基盤として整備するとともに、健全な経営のもと高度急性期・急性期医療に必要な投資を行いながらさらなる成長を目指す。</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した経営の実現</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度急性期・急性期医療を提供するための機能充実</li> <li>・高度急性期・急性期病院としての地域医療機関との連携推進</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	市立病院経営管理課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ② 健全で持続可能な財政運営

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
18	第二次鹿児島市交通事業経営健全化計画の推進	平成28年度に策定した「第二次鹿児島市交通事業経営健全化計画（計画期間：平成29年度～31年度）」に基づき、本市交通事業が将来にわたり持続可能となるよう抜本的な事業見直しの方策を検討するとともに、可能な限りの経営改善策を実施することにより、交通局の経営の健全化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本的な事業見直しの方策の検討</li> <li>・計画に基づく経営改善策の推進</li> <li>・計画の進行管理</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の健全化</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス事業のあり方についての検討や事業者間の調整。</li> </ul>	実施	⇒	⇒			交通局総合企画課
19	鹿児島市上下水道事業経営計画の推進	「鹿児島市上下水道事業経営計画（計画期間：平成24年度～33年度）」に基づき、効率的かつ効果的に上下水道事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施策の実施状況を確認するなど、計画の実効性を高めるための経営計画推進委員会の開催</li> <li>・同計画の第3期（平成30年度～33年度）に向けた見直しの実施</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点に立った計画的な経営</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい経営環境の中、適切な施設更新、適正規模の施設整備の実施</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	水道局経営管理課
20	鹿児島市船舶事業経営計画の推進	「鹿児島市船舶事業経営計画（計画期間：平成25年度～34年度）」について、現在の経営状況を踏まえ、計画期間の後期にあたる平成30年度～34年度の取組内容の見直しを29年度に行うとともに、同計画を推進し、経営の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の経営状況を踏まえ、計画期間の後期にあたる平成30～34年度の取組内容の見直しを行い、実施する。</li> <li>・計画の見直しにあたっては、総務省が進める経営戦略の策定の趣旨に沿って検討を行う。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の改善</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、地域住民の理解</li> <li>・実施効果の確保</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	船舶局総務課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

## (2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）

## ③ 時代に即応した組織・機構の構築

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	時代に即応した組織・機構の構築	社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる、スリムで効率的・機能的な組織・機構を整備する。	<p>社会経済情勢の変化等を踏まえながら、スクラップアンドビルドを基本とする組織・機構の見直しを行う。</p> <p>(29年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光交流局に「明治維新150年・西郷どん推進室」の新設</li> <li>○観光交流局に「国体推進課」の設置 など</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな行政課題への的確な対応や市民サービスの向上</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	行政管理課 市立病院総務課 交通局総務課 水道局経営管理課 船舶局総務課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ④ 定員の適正な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	適正な定員管理の推進	事務事業の見直しや民間活力の活用、時代に即応した組織・機構の構築等による人員の削減を進めるとともに、新たな行政需要等に対応できるよう適切な人員配置を図る。 特に、技能労務職については、今後は退職者不補充とし、各業務については、現に従事している職員の状況等を考慮しながら、段階的に民間活力の活用を推進する。	事務事業の見直しや民間活力の活用、効率的な組織の見直し等による人員削減を進めるとともに、新たな行政需要等に的確に対応できるよう適切な人員配置を図る。  ・職員定数の適正化 H28.4 H29.4 5,596人→5,591人(△5人) (内訳) 市長事務部局等 △20人 市立病院 +14人 交通局 ±0人 水道局 +1人 船舶局 ±0人	【効果】 ・定員の適正な管理 ・人件費の削減  【課題】 ・トップランナー方式への対応	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	行政管理課 人事課 市立病院総務課
2	適正な定員管理の推進	事務事業の見直しや民間活力の活用、時代に即応した組織・機構の構築等による人員の削減を進めるとともに、新たな行政需要等に対応できるよう適切な人員配置を図る。	事務事業の見直しや民間活力の活用、効率的な組織の見直し等による人員削減を進めるとともに、新たな行政需要等に的確に対応できるよう適切な人員配置を図る。	【効果】 ・定員の適正な管理 ・人件費の削減  【課題】 ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	交通局総務課 水道局 経営管理課 船舶局総務課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ⑤ 公共施設等の総合的な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	公共施設等総合管理計画の推進	<p>厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、平成27年度に策定した「公共施設等総合管理計画（計画期間：平成28年度～37年度）」に基づき、長期的な視点をもって、更新、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化する。</p> <p>【指 標】 個別施設計画の策定・改訂数                      【現状値】 —                      【目標値】 5件（31年度）</p>	<p>「公共施設等総合管理計画」の4つの基本方針に基づき、公共施設等の管理に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 質・量の適正化（適切な総量の見直し、新規整備のあり方等）</li> <li>2. 総合的な管理・保全の強化（長寿命化の推進等）</li> <li>3. 民間活力の活用・市民協働の推進</li> <li>4. 推進体制の検討（推進組織・体制の整備、人材育成等）</li> </ol> <p>・個別施設計画の策定                      ・庁内検討会議の開催                      ・職員研修会の実施 など</p>	<p>【効果】                      ・長期的な視点による、計画的な更新、長寿命化などの取組により、将来的な財政負担の軽減・平準化が見込まれる。</p> <p>【課題】                      ・実行性の高い個別施設計画を策定する必要がある。</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	◎管財課
2	遊休市有財産利活用の推進	<p>市有財産の有効活用及び自主財源の確保を図るため、市有財産利活用検討委員会において、全庁的な視点から、市有財産である土地、建物の有効かつ効率的な利活用に取り組むとともに、売却方針が決定した土地については入札等により売却し、売却方針が決定していない土地については短期貸付を行う。</p>	<p>市有財産利活用検討委員会で策定した利活用実施計画の実施状況確認等を行う。</p>	<p>【効果】                      ・市有財産の有効的・効率的な利活用が図られるとともに、利活用方針のない市有財産の売却・貸付により自主財源の確保が図られる。</p> <p>【課題】                      ・策定済の利活用実施計画に沿った利活用が困難な場合の対応</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課
3	公園施設の長寿命化	<p>公園施設の予防保全的な管理や計画的な改築等による事故の未然防止、ライフサイクルコストの最小化などを図るため、「公園施設長寿命化計画（計画期間：平成26年度～35年度）」等に基づき、公園施設の計画的で効率的な維持保全を推進する。</p>	<p>・公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築等を行う。                      ○射場前公園ほか14公園</p> <p>・公園内橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の修繕等を行う。                      ○田之浦橋の詳細点検・補修設計</p>	<p>【効果】                      ・事故の未然防止                      ・ライフサイクルコストの縮減                      ・維持保全の推進</p> <p>【課題】                      ・計画推進のための財源確保                      ・公共施設等総合管理計画に基づく公園施設長寿命化計画の見直し</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	公園緑化課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ⑤ 公共施設等の総合的な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	下水道（雨水渠）の長寿命化	下水道（雨水渠）の老朽化に伴う道路陥没等の事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、「公共下水道（雨水渠）長寿命化計画（計画期間：平成25年度～30年度）」に基づき、予防保全型の管理を行う。	平成24年度に策定した「公共下水道（雨水渠）長寿命化計画」に基づき、改築・修繕等の対策工事を進める。  [29年度対策工事] ・鴨池川6号（更生工法）L=340m ・浦田川5号（更生工法）L=12m	【効果】 ・道路陥没事故等の未然防止 ・ライフサイクルコストの最小化  【課題】 ・計画推進のための財源確保 ・公共施設等総合管理計画を踏まえた次期計画の策定 ・現計画の対象となっていない下水道（雨水渠）施設の取扱い	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	河川港湾課 谷山建設課
5	港湾の長寿命化	港湾施設の計画的な点検・補修等による事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、「港湾長寿命化計画（計画期間：平成27年度～31年度）」に基づき、予防保全型の管理を行う。	平成23年度に策定した「港湾長寿命化計画」に基づき、港湾施設の対策工事を進める。  [29年度対策工事] ・松浦地区 物揚場補修	【効果】 ・物揚場陥没事故等の未然防止 ・ライフサイクルコストの最小化  【課題】 ・計画推進のための財源確保 ・公共施設等総合管理計画を踏まえた次期計画の策定 ・現計画の対象となっていない港湾施設の取扱い	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	河川港湾課
6	都市景観施設マネジメント事業の推進	噴水等の都市景観施設（28施設）は、老朽化が進んでおり、今後、故障等の急激な増加が懸念されることから、施設の長寿命化及び維持管理のコスト縮減を図るため、「都市景観施設保全計画（計画期間：平成27年度～62年度）」に基づき、予防保全的な管理や計画的な修繕等を行う。	・歴史と文化の道親水施設改修工事の実施 ・都市景観施設の休止、廃止を含めた保全計画の見直し ・コスト縮減の検討	【効果】 ・施設の長寿命化 ・維持管理費等コスト縮減及び平準化 ・効果額 約15,000千円 （保全計画の計画年数36年間での効果）  【課題】 ・保全計画の見直し検討 ・周辺環境の変化など施設の休止、廃止を含めたコスト縮減の検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	都市景観課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ⑤ 公共施設等の総合的な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
7	市営住宅の長寿命化	<p>市営住宅について、施設の長寿命化及び更新コストの削減、事業量の平準化によるライフサイクルコストの縮減を図るため、「公営住宅等長寿命化計画（計画期間：平成22年度～32年度）・短期保全計画（計画期間：平成25年度～31年度）」に基づき、予防保全的な改善等を行う。</p> <p>【指 標】 公営住宅等長寿命化計画 ・短期保全計画に基づく 修繕等の実施棟数</p> <p>【現状値】 ①外壁改修 71棟（28年度） ②外壁補修 19棟（"） ③屋上防水改修 27棟（"）</p> <p>【目標値】 ①外壁改修 80棟（31年度） ②外壁補修 47棟（"） ③屋上防水改修 57棟（"）</p>	<p>・「公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、「公営住宅等長寿命化計画」を見直す</p> <p>・短期保全計画に基づき予防保全的な修繕や改善を実施</p> <p>①外壁改修 8棟 ②外壁補修 29棟 ③屋上防水改修 3棟</p>	<p>【効果】 ・予防保全的な改善等による安全性の確保及びストックの長寿命化</p> <p>・複数工種の同時施工による入居者の負担軽減、経費縮減</p> <p>【課題】 ・短期保全計画に基づく工事を着実に実施するための財源確保</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	住宅課
8	公共建築物ストックマネジメントの推進	<p>既存公共建築物について、中長期の視点に立った計画的で効率的な維持保全により、建築物の機能維持による市民サービスの確保、施設の長寿命化、維持保全コストの縮減と平準化を図る。</p> <p>【指 標】 保全計画の作成棟数（累計） 【現状値】 398棟（28年度） 【目標値】 410棟（33年度）</p>	<p>(1) 計画的・効率的な維持保全 ・既存公共建築物の保全計画の作成 ・計画に基づく改修等の実施の支援 ・建築・設備資材のリユースの推進</p> <p>(2) 日常の適正な維持管理 ・日常点検に対する支援、協力（日常点検強化月間の実施）</p> <p>(3) 施設情報の一元化と保全情報の提供 ・施設保全台帳による情報の一元化 ・保全ニュースの配信</p>	<p>【効果】 ・建築物の機能維持による市民サービスの確保 ・施設の長寿命化 ・維持保全コストの縮減と平準化</p> <p>【課題】 ・厳しい財政状況のもと、増加傾向にある老朽化施設に対する効果的な事業の推進 ・公共施設等総合管理計画に基づく、施設所管課と連携した「公共建築物保全計画」の見直し等</p>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	建築課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ⑤ 公共施設等の総合的な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
9	橋りょうの長寿命化	<p>橋りょうの長寿命化並びに橋りょうの修繕及び架替えに要する費用の縮減を図るため、「長寿命化修繕計画（計画期間：平成23年度～32年度）」に基づき、予防的・計画的な修繕や法定定期点検を行う。</p> <p>【指標】橋りょう点検数 【現状値】509橋（28年度） 【目標値】686橋（30年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年の道路法改正に伴う5年に1回の定期点検及び点検結果に基づく修繕を行う。</li> <li>30年度までに全橋りょうの1回目の近接目視点検を行い、31年度に点検結果に基づき、橋りょう長寿命化修繕計画の見直しを行う。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故の未然防止</li> <li>ライフサイクルコストの縮減</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画推進のための事業費の確保</li> <li>公共施設等総合管理計画に基づく、必要に応じた「橋りょう長寿命化修繕計画」の見直し等</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	道路維持課
10	交通局施設の長寿命化	<p>交通局施設の予防保全的な管理や計画的な修繕等による事故の未然防止と、修繕・取替えに係る費用の縮減、施設等の長寿命化による安全性・信頼性の確保を図るため、「交通局施設等長寿命化計画（仮称）」を策定し、これに基づく計画的で効率的な維持保全を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定委員会等の開催</li> <li>計画策定方針の検討</li> <li>対象施設等の精査・確定</li> <li>対象施設に係る調査業務等委託料の積算</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化</li> <li>安定運行の確保</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数を経過し老朽化している施設が増加傾向にあるなど、今後、老朽施設の更新には多額の費用が必要となる。</li> </ul>	準備・検討	⇒	実施	⇒	⇒	交通局総務課
11	上下水道の長寿命化	<p>上下水道施設の予防保全的な管理や計画的な改築により、事故の未然防止やライフサイクルコストの最小化及び更新事業費の平準化を行い、計画的で効率的な維持保全を推進する。</p>	<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設については、長寿命化計画に基づき水道施設の改築等を実施する。</li> <li>管路施設については、適正な維持管理を行うとともに、更新時は耐久性の高い材質の管を採用することで、長寿命化対策を実施する。</li> </ul> <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設については、南部処理場ほか長寿命化計画に基づき長寿命化対策を実施する。</li> <li>管路施設については、管渠の下水道長寿命化計画に基づき改築を実施する。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルコストの最小化及び事業費の平準化</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数を迎え老朽化している施設が増加傾向にあるなど、今後、老朽施設の更新には多額の費用が必要となる。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	水道局配水管理課 水道管路課 下水道建設課 下水道管路課 下水処理課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ⑤ 公共施設等の総合的な管理

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
12	水道施設能力適正化の取組	水需要が減少傾向にあることや、老朽施設の更新需要の増加が見込まれることから、これまでの施設の統廃合や、地域ごとの施設規模の見直しに加え、長期的視点に立った施設能力適正化の検討を行い、水道施設の統廃合を進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の水道事業認可計画（H24～H33）に基づき、水道施設の統廃合を進める。</li> <li>・ また、平成29年度を目途に、水需要に応じた水道施設再編計画を新たに策定し、引き続き、水道施設の統廃合を進める。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水需要に応じた水道施設の統廃合を行うことで、施設整備費や維持管理費を削減することができる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的な水需要の的確な把握</li> <li>・ 渇水期等における安定給水確保</li> <li>・ 効率的な水運用への見直し</li> <li>・ 更新時期に合わせた効率的整備</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	水道局水道整備課
13	下水処理場の統廃合	<p>「鹿児島市公共下水道事業全体計画（計画期間：平成16年度～35年度）」に基づき、計画策定時の6処理場を南部処理場と谷山処理場の2処理場に統廃合し、効率的な事業運営を図る。</p> <p>【指標】 下水処理場数                      【現状値】 3箇所（28年度）                      【目標値】 2箇所（33年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年度に見直し予定の「鹿児島市公共下水道事業計画第12次変更計画」において、錦江処理場（乙系）の廃止を位置付ける。</li> <li>・ 処理場の廃止に伴い必要となる代替施設の整備として、谷山幹線等の整備を行い、平成33年度を目標に錦江処理場（乙系）を廃止する。</li> </ul>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改築費用の縮減、維持管理の効率化及び施設の耐震性の向上が図られる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 谷山幹線等の整備に多額の費用が必要となる。また、水需要の減少により料金収入は減少傾向にあり、厳しい経営環境にある。</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	水道局下水道建設課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ⑥ 民間活力の活用

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
1	指定管理者制度の効果的な運用	市民サービスのより一層の向上と効率的な管理運営に資するため、公の施設への指定管理者制度の導入について検討するとともに、指定管理者に対して適切なモニタリングや指導を行う。	公の施設への指定管理者制度の導入について検討するとともに、適切なモニタリングを実施する。 [新規導入施設]（H29.4.1～） ・鹿児島市高齢者福祉センター伊敷 ・西部親子つどいの広場	【効果】 ・公の施設における市民サービスの向上と効率的な管理運営  【課題】 ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課
2	公共施設等の整備等におけるPPP/PFI手法導入の優先的検討	新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、PPP/PFI手法の導入について、優先的検討を行う。	新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に併せて優先的検討を行う。	【効果】 ・新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって市民経済及び地域経済の健全な発展に寄与する。  【課題】 ・特になし	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課
3	証明交付窓口業務の委託	市民サービスの向上と経費の節減を図るため、現在直営で行っている証明交付窓口業務について、行政責任の確保に留意しながら業務委託を行う。	平成30年度以降に国が示す予定の業務委託に関するマニュアルや標準委託仕様書等を踏まえ、マイナンバー利用の各機関等の連携や証明件数等の推移なども総合的に検討し、32年度を目途に証明交付窓口業務の委託を実施する。	【効果】 ・繁忙に応じた弾力的人員配置による証明交付窓口の混雑の緩和 ・人事異動に左右されない安定した証明交付業務の遂行 ・住民異動届等に係るワンストップ窓口の混雑の緩和  【課題】 (1) 行政責任の確保 ・市の適切な管理 ・民間事業者が扱う業務の範囲及び形態 ・業務手順の明確化 ・職員の知識・経験の継承及び能力の維持 (2) 個人情報の保護等 ・個人情報の保護 ・守秘義務の確保	準備・検討	⇒	⇒	実施		市民課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ⑥ 民間活力の活用

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
4	斎場への指定管理者制度の導入	市民サービスのより一層の向上と効率的な管理運営に資するため、北部・南部斎場に指定管理者制度を導入する。	平成32年度を目途に北部・南部斎場に指定管理者制度を導入する。 〔スケジュール〕 29年度10月～ 他都市調査 (参考) 30年度 先進地調査 31年度 条例改正 申請者の資格審査 選考委員会、候補者の決定 指定管理者との協議、研修 指定管理者との基本協定及び年度協定の締結	【効果】 ・市民サービスの向上 ・経費の縮減  【課題】 ・指定管理者に対するスムーズな業務移行	準備・検討	⇒	⇒	実施		環境衛生課
5	DBO方式による新南部清掃工場の整備・運営	循環型社会及び低炭素社会の構築を推進するため、施設の老朽化に伴い更新を行う南部清掃工場のごみ焼却施設とバイオガス施設を一体の施設として整備する。事業手法については、公共が資金調達し、設計・建設・維持管理・運営まで一括契約し、民間を活用するDBO方式（公設民営方式）で整備を進める。	事業者の選定及び契約を行い、建設に着手する。 〔スケジュール〕 29年4月 入札公告 7月 入札書類受付 9月 事業者選定 12月 契約議案の提案・議決、本契約締結・建設着手 (参考) 29～33年度 設計・建設 33～53年度 稼働（34年1月）、維持管理・運営 【20年3ヶ月間】	【効果】 ・財政負担の軽減 ・民間事業者のノウハウの活用  【課題】 ・モニタリング（業務監視・履行確認）方法の検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	南部清掃工場
6	いしき園の民間移管	市民サービスの向上と経費縮減を図るため、施設の老朽化が進み、入園者も減少してきている「いしき園」を閉園し、社会福祉法人が新たに整備・運営する施設に移管する。	【29年度】 ・いしき園の入園者を引き継ぐ社会福祉法人を公募し、選定する。（協定締結）  【30～31年度】 ・選定された社会福祉法人が施設整備を行う。 ・いしき園の入園者を新施設に引き継ぐ。 ・いしき園を閉園する。	【効果】 ・市民サービスの向上 ・経費の縮減  【課題】 ・民間事業者へのスムーズな移行	準備・検討	⇒	⇒	実施		健康総務課

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革） ⑥ 民間活力の活用

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
7	観光農業公園への指定管理者制度の導入	市民や観光客へのサービスのより一層の向上と効率的な管理運営に資するため、観光農業公園に指定管理者制度を導入する。	・指定管理者候補の情報収集・調査研究等	<b>【効果】</b> ・市民サービスの向上と効率的な施設運営  <b>【課題】</b> ・観光施設として必要な受入・誘客の基盤整備 ・市民等との協働・連携による施設運営の仕組みづくりの推進 ・制度導入に向けた導入環境の整備（受け手となる民間事業者等が受託しやすい環境整備を図る）等	準備・検討	⇒	⇒	⇒	実施	グリーンツーリズム推進課
8	民間力を活用した公共掲示板のリニューアル	老朽化した公共掲示板等について、民間力を活用した新たな公共掲示板の設置や管理・運営を行い、事業に要する費用は公共掲示板の片面に掲出する一般商業広告の広告料収入により賄う。	第3期整備計画（28～31年度）として、上限100基を目途に整備予定  ※第1期（26年度）で66基、第2期（27年度）で9基を整備済 ※第3期整備計画の整備基数等は、事業者との協議により決定するため、現時点では未定	<b>【効果】</b> ・公共掲示板の整備及び維持管理に要するコストの縮減 ・デザインの統一による都市景観の向上 ・新たな管理・運営システム導入による市民サービスの向上  <b>【課題】</b> ・民間事業者との協議を踏まえた第3期の年度別整備箇所の検討	実施	⇒	⇒			都市景観課
9	市営住宅滞納家賃回収業務の委託	市営住宅家賃を滞納したまま退去した者に対する家賃の徴収強化を図るため、弁護士又は弁護士法人へ回収業務を委託する。	・委託業者候補の情報収集、調査研究等 ・委託内容、募集方法、業務方針等の検討	<b>【効果】</b> ・退去滞納者へ弁護士名で催告、納付相談等を行うことにより、債権回収が促進される。 ・弁護士による実態調査により、訴訟、債権放棄など一定の解決が図られる。  <b>【課題】</b> ・個人情報に関する事項の取扱いの検討	準備・検討	⇒	実施			住宅課

所管課欄の「◎」は、総括課であることを表します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進 (量の改革) ⑥ 民間活力の活用

No.	推進項目名	推進項目の概要	29年度の実施内容	実施の効果・課題	実施スケジュール					所管課
					29	30	31	32	33	
10	市営住宅への指定管理者制度の導入	市民サービスのより一層の向上と効率的な管理運営に資するため、市営住宅に指定管理者制度を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務の範囲決定</li> <li>公募要件等の作成</li> <li>条例の改正</li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政のスリム化</li> <li>市民サービスの向上 (土日祝日、平日時間外の対応業務の拡大)</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託する業務の選別</li> <li>業務の継続性</li> <li>個人情報の保護</li> </ul>	準備・検討	⇒	実施			住宅課
11	給食調理業務の委託拡大	<p>民間業者のノウハウ等を活用し、経費の縮減等を図るため、学校給食業務のうち調理業務や衛生管理及び付随した業務等を委託する学校数を拡大する。</p> <p><b>【指標】</b> 給食調理業務の委託校数  <b>【現状値】</b> 1校(28年度)  <b>【目標値】</b> 3校(33年度)</p>	<b>【実施内容】</b> 西伊敷小を継続して委託するほか、2校目の委託の検討を行う。  <b>【全体計画】</b> ①西伊敷小〔継続〕 6月 告示 9月 プロポーザル方式による業者の決定 11月 契約締結  ②2校目の委託校の検討	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者のノウハウ等を活用することで、弾力的な人員配置など効率的な運営が可能になる。</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>導入にあたり学校と連携が必要</li> </ul>	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	教育委員会保健体育課
12	上下水道料金の調定・収納業務等の委託	民間業者のノウハウ等を活用し、経費の縮減等を図るため、調定・収納業務等について、委託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務の詳細検討</li> <li>公募型プロポーザル方式による受託者の選定及び委託契約の締結</li> <li>受託者への業務引継</li> </ul> ※H30.4.1委託開始  <委託する主な業務内容(案)> <ul style="list-style-type: none"> <li>検針及び関連業務</li> <li>調定及び関連業務</li> <li>収納及び関連業務</li> <li>水道メーター入出庫管理及び関連業務</li> <li>その他の業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>納入通知書等発送業務 など</li> </ul> </li> </ul>	<b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間能力の活用による業務の効率化の推進</li> <li>安定的な業務運営と経費縮減</li> <li>お客様サービスの一層の向上</li> </ul> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>局内関係各課との連携、協議</li> <li>受託者への円滑な業務移行</li> <li>水道使用者等への十分な周知広報</li> </ul>	検討・準備	実施				水道局営業課収納課